

青森県結婚活動支援事業実施要領

制定 令和8年4月30日

1. 趣旨

あおもり出会いサポートセンターへの委託により県が運営する、あおもりマッチングシステム「A I（あい）であう」（以下「A Iであう」という。）会員登録者が、県内に事業所のある結婚相談所に入会し、活動する際に必要となる費用の一部を県が負担することにより、結婚を希望する県内独身者の経済的負担の軽減を図り、結婚活動を支援するものである。

2. 定義

（1）結婚相談所

青森県内に事業所を有し、会員に対して、結婚を前提とした出逢い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であり、経済産業省のガイドラインに基づく第三者機関の認証を受け、又は日本結婚相談所連盟等の結婚相談所が組織する団体に加盟し、かつ、「青森県結婚活動支援事業 参加申込書」を提出する事業者（以下「結婚相談所」という。）をいう。

（2）利用者

A Iであう会員登録者であり、かつ、結婚相談所に入会し、結婚活動を行う者で、結婚相談所への入会日において以下の全てに該当する者をいう。

- ・ 県税等の滞納がないこと。
- ・ 暴力団員でないこと。
- ・ 結婚相談所入会后、最低6カ月間は登録・活動を継続する意思を有すること。
- ・ 成婚後も青森県内に居住する意思を有すること。
- ・ 県が実施する本事業に関するアンケートに協力する意思を有すること。

（3）入会等費用

結婚相談所に入会する際に支払われる初期費用及び入会日から令和9年2月末までの月会費の合計とし、お見合い料、成婚料、その他活動に伴う費用は含まない。

3. 事業期間

令和8年4月30日から令和9年3月末まで

4. 対象経費

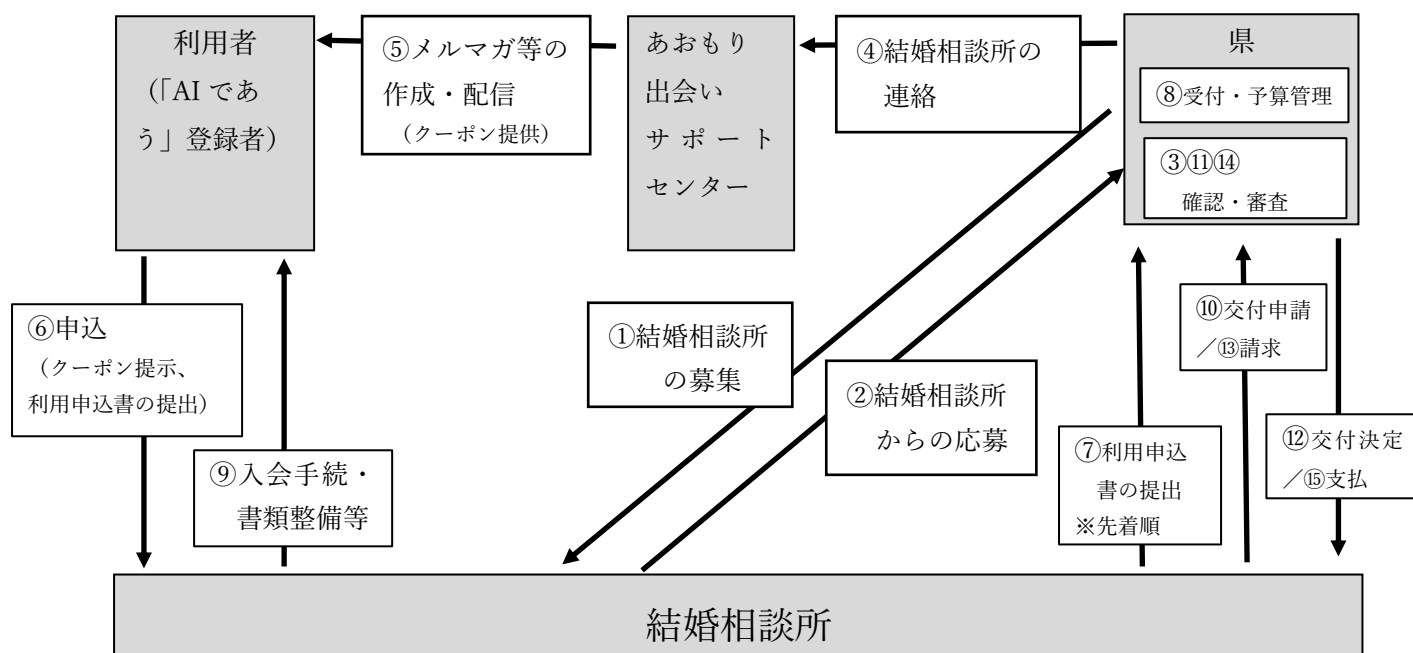
利用者が結婚相談所に支払う入会等費用（自己負担額に限る）

5. 県負担額

対象経費の2分の1以内の額（利用者1人あたり1回限り、上限10万円）

6. 実施方法

本事業の実施方法は以下のとおり。(①～⑮の順)



(1) 県 (こどもみらい課)

- ① 県ホームページで本事業への参加を希望する結婚相談所の募集を行う。
- ③ 結婚相談所からの応募について、内容の確認・審査を行う。
- ④ 本事業への参加が決定した結婚相談所を「あおもり出会いサポートセンター」に連絡する。
- ⑧ 結婚相談所から提出された利用申込書の受付を行う。※受付は先着順。
- ⑪ 結婚相談所からの交付申請について、内容の確認・審査を行う。
- ⑫ ⑪の結果、負担金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、結婚相談所あてに通知する。
- ⑭ 結婚相談所からの請求について、内容の確認・審査を行う。
- ⑮ ⑭の結果、負担金を支払うべきものと認めたときは、結婚相談所に対し、支払いを行う。

(2) あおもり出会いサポートセンター

- ⑤ 参加が決定した結婚相談所の情報を掲載したAIであう会員登録者向けメールマガジン等を作成し、利用者に配信する。
※本メールマガジン等が事業利用時のクーポンとなる。

(3) 利用者

- ⑥ ⑤のメールマガジン等に掲載されている結婚相談所のうち、入会を希望する結婚相談所にメールマガジン等(クーポン)を提示し、別添「青森県結婚活動支援事業 利用申込書」を提出して、入会手続を行う。

(4) 結婚相談所

- ② 県に別添「青森県結婚活動支援事業 参加申込書」を提出し、応募する。
※制度開始時の応募期限は5月15日（金）とし、その後は随時受付とする。
- ⑦ 利用者から提出された利用申込書を、直ちに、県へ提出する。（電子メール可）
※受付は先着順。
- ⑨ 入会手続を完了させ、必要書類を整備する。
- ⑩ 交付申請書と⑨の書類を県へ提出する。
※提出期限は⑥の申込日から30日以内とし、超過した場合は、利用申込が無かったものとする。
- ⑬ 県からの交付決定通知後、請求書を県へ提出し、負担金の交付を請求する。
※請求は、初期費用分と月会費分に分けて2回行うこととし、初期費用分は利用者からの受領後30日以内に、月会費分は入会日から令和9年2月末までの分として利用者から受領の上、3月末までに、それぞれ県に対して行うこと。

7. 取消・返還

県は、利用者及び交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により、利用申込を行ったとき及び交付決定を受けたときは、当該利用申込及び交付決定を取り消し、既に交付した負担金の全部又は一部の返還を命ずる。

8. アンケート

利用者及び結婚相談所は、本事業に関して県が実施するアンケートに協力すること。

9. その他

本事業の利用にあたっては、本要領に加え、「青森県結婚活動支援負担金交付要綱」を参照すること。

本要領及び上記交付要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、県こどもみらい課が別に定める。